

健康福祉委員会資料

(健康福祉局関係)

1 所管事務の調査（報告）

(3) 第4次かわさきノーマライゼーションプラン改定版の策定について

資料1 第4次かわさきノーマライゼーションプラン改定版の策定について
(概要)

資料2 「第4次かわさきノーマライゼーションプラン改定版（案）」に関するパブリックコメント手続きの実施結果について

参考資料 第4次かわさきノーマライゼーションプラン改定版に係る施策の
所管部署一覧

別冊 第4次かわさきノーマライゼーションプラン改定版

別冊 第4次かわさきノーマライゼーションプラン改定版 概要版

平成30年4月19日

健康福祉局

1. かわさきノーマライゼーションプランについて

本市においては、障害者計画と障害福祉計画をノーマライゼーションプランとして一体的に策定することにより、障害保健福祉分野のみならず、障害者関連の施策全体の推進を図り、サービスの提供体制や基盤の整備に取り組んでいる。また、平成28(2016)年度の子童福祉法改正に伴い、平成30(2018)年度から新たに「障害児福祉計画」の策定が義務付けられた。本市では、すでに障害児の施策及び障害福祉サービスごとに必要な見込量を「障害福祉計画」で見込んでいるため、障害児を対象とした部分については、「障害児福祉計画」へと位置付け直す。

計画	根拠法	内容	計画期間
障害者計画	障害者基本法	障害者施策の方向性についての基本的な計画	規定なし
障害福祉計画	障害者総合支援法	障害福祉サービス等に係る数値目標・サービス見込量を定めた計画	3年間
障害児福祉計画	児童福祉法	障害児通所支援等に係る数値目標・サービス見込量を定めた計画	3年間

＜計画期間＞

- 第4次障害者計画(平成27年度～平成32年度)の中間見直し
- 第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画(平成30年度～平成32年度)の策定



2. 第4次かわさきノーマライゼーションプランの進捗状況

平成27年度から29年度における、重点的な取組に基づく進捗状況について整理。

- あらゆる障害に対応した相談支援体制の構築
 - 地域みまもり支援センターの設置 ●障害者相談支援センターの取組の検証
 - 中部リハビリテーションセンター及び障害者更生相談所南部地域支援室の開設
- 地域生活支援の充実
 - 多機能拠点整備型の施設を2か所設置(宮前区、川崎区) ●日常生活用具の拡充、移動支援の従事者要件の拡充等
- 多様なニーズに対応する短期入所の充実
 - 新設の地域生活支援拠点で短期入所事業を実施
- 日中活動の場の確保
 - 生活介護事業所の新設(計4か所) ●小規模生活介護事業所整備費補助金創設
- 多様な住まい方と場の確保
 - 計画的な定員増によるグループホームの拡充と多様なニーズへの対応の検討
 - 平成32(2020)年度末の開設に向けた入所施設(川崎区)の整備
 - 公有地に整備した特別養護老人ホームにて高齢障害者の受入体制の整備を開始
- 自立に向けた就労支援
 - 職場実習事業の実施 ●川崎就労定着プログラム(K-STEP)の開発・実施
 - 個別の定着支援及びパターン・ランゲージを活用した企業向けセミナーの実施
- 障害者の権利を守る取組
 - 障害者差別解消支援地域協議会の設置 ●かわさきパラムーブメント推進ビジョンの職員、市民に向けた普及啓発の実施
 - 中央支援学校大戸分教室・稲田分教室の児童が日常的な交流及び共同学習が実施できるような交流籍の設置

3. 本市の障害児・者数の推移

	平成18年(人)	平成29年(人)	増加率(%)
人口	1,332,035	1,496,035	12.30%
障害児・者数 計	37,480	57,395	53.10%
身体障害	27,667	36,761	32.90%
知的障害	5,483	9,499	73.20%
精神障害	4,330	11,135	157.20%

4. 計画改定の背景

(1) 国の主な法改正・制度改正

- ①障害者総合支援法・児童福祉法の改正により、障害者の望む地域生活を支援するためのサービスの創設や障害児支援のニーズの多様化へ対応するため、医療的ケアを要する障害児に対する支援等が規定された。
- ②障害者差別解消法の施行や、「ユニバーサルデザイン行動計画2020」の閣議決定など、国においても障害に対する理解を深めるための基盤づくりが進められている。
- ③発達障害者支援法の改正により、発達障害者支援地域協議会の設置等、より一層の支援の充実を規定。
- ④障害者雇用促進法の改正により、平成30(2018)年4月から精神障害者が法定雇用率の対象となり、それに伴い雇用率が引き上げられる。

(2) 本市における障害福祉を取り巻く状況

- ①地域包括ケアシステム推進ビジョンに基づく取組を引き続き推進していく必要がある。
- ②かわさきパラムーブメント推進ビジョンに対応した取組の推進が求められる。

5. 障害のある方の生活ニーズ調査結果、関係団体からの意見

- ・相談支援事業所の数・体制が十分でない。発達障害のペアレントトレーニングの提供の拡充が必要。
- ・夕方支援に資するサービスを拡充してほしい。
- ・生活介護事業所、短期入所事業所が不足していて、利用先が見つからない。
- ・グループホームが不足しており、すぐには入れない。
- ・医療的ケア児は少数だが、しっかりと対応してほしい。
- ・ヘルパーや支援員が不足している。
- ・障害のある方やその家族が地域で暮らしていくためには、障害に対する周囲の理解が不可欠。

6. 障害福祉計画・障害児福祉計画の主なポイント

国の指針及び本市の実情を踏まえて、重点的に取組む目標及び障害福祉サービス等の見込量を設定。

＜平成32(2020)年度までに重点的に取組む目標＞

目標	項目	第4期実績(H28末)	第5期目標
1 福祉施設から地域生活への移行	入所施設からの地域移行者数	26人	45人
2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築(項目変更)	入院後退院率	3か月	56%(62.8%)
		6か月	—
		1年	86.4%(91.2%) ※1
	1年以上の長期入院患者(65歳以上、65歳未満)	707人(636人)	※1
	保健・医療・福祉関係者の協議の場の実施回数	—	6回/年
3 地域生活支援拠点の整備	地域生活を支援する機能の集約等を行う拠点の整備	2か所	3か所
4 福祉施設から一般就労への移行等	福祉施設から一般就労への移行者	181人	260人
	就労移行支援事業の利用者数	453人	797人
	就労移行支援事業所ごとの就労移行率	30.80%	3割
	就労定着支援事業による支援開始から1年後の職場定着率	—	8割
5 障害児支援の提供体制の整備等(新規項目)	児童発達支援センターの設置・保育所等訪問支援利用体制の構築	—	4か所
	重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	—	(児発) 6か所
		—	(放デイ) 8か所
	医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	—	1か所

※1()は認知症専門300床を除いた数 ※2 第5期から対象者を市内事業所を利用する全ての障害者に訂正

第4次かわさきノーマライゼーションプラン改定版の策定について（概要）

7. 障害者計画の構成

※網掛けは主な改定箇所

基本理念

障害のある人もない人も、お互いを尊重しながらともに支え合う、自立と共生の地域社会の実現

背景

- 障害者数が平成18（2006）年の障害者自立支援法施行から**50%以上増加し、且つ多様化している。**
- 加齢に伴う障害の重度化・重複化、障害児支援のニーズの多様化**への対応が必要である。
- 家族の高齢化**を見据え、障害者が**地域生活を継続**するための支援策の展開が求められている。
- 障害者差別解消法の理念の浸透など、共生社会の実現に向けた取組**が必要である。

基本的な視点

ライフステージに応じた総合的な支援体制の構築

多様な主体の参画による地域で支え合う社会の実現

誰もが安心・安全で生活しやすいまちづくりの推進

課題

- ・相談支援体制の充実 ・地域生活の継続に必要なサービスの拡充
- ・多様なニーズに対応したグループホームの整備の支援
- ・法改正に対応した就労支援のさらなる推進
- ・医療的ケア児の実態把握と施策の展開 ・人材の確保

- ・障害に対する理解の促進など、心のバリアフリーの地域づくりに向けた取組
- ・相互理解を深め、地域の多様な主体による支え合いの仕組みづくり

- ・暮らしやすい生活環境の整備
- ・近年の大規模災害を踏まえた**二次避難所のあり方の検討**

施策の方向性

- ・あらゆる世代に対応した支援体制の構築
- ・保健・医療・福祉等の関係機関の連携強化

- ・差別や権利侵害の防止 ・社会参加の機会の拡大
- ・地域の多様な主体による支え合いの仕組みづくり

- ・生活環境面でのバリアフリーのまちづくりの促進
- ・災害時要援護者への支援体制の強化

重点的な取組

- あらゆる障害に対応した相談支援体制の構築
- 地域生活支援の充実
- 多様な住まい方と場の確保
- 自立に向けた就労支援
- 保健・医療・福祉・教育等の連携強化
- 人材の確保
- 障害に対する理解を深める取組の推進
- 災害時対策の強化

方針Ⅰ 育ち、学び、働き、暮らす

～一人ひとりのライフステージと障害特性に応じた総合的な支援体制の構築を目指します～

施策1 相談支援体制の充実と地域リハビリテーションの枠組みの構築

- ・障害者相談支援センターの検証を踏まえた取組の推進
- ・指定特定相談支援事業所の拡充に向けた取組の推進
- ・ペアレントメンターやかかりつけ医等への研修など発達障害者支援の充実
- ・市内南部地域に（仮称）総合リハビリテーションセンターを整備

施策2 こどもの育ちに寄り添う支援体制の充実

- ・区役所と児童相談所・教育委員会・地域療育センター等の連携強化

施策3 地域生活支援の充実

- ・夕方支援に資するサービスとして一定の要件を備えた生活介護事業所における営業時間後の日中一時支援事業の実施
- ・短期入所、短期入所緊急枠の増床
- ・生活介護事業所の整備

施策4 多様な住まいの支援

- ・南部地域における入所施設の整備
- ・肢体不自由の方のためのグループホームに対する整備費補助の充実

施策5 雇用・就労・経済的自立の促進

- ・精神障害者の雇用に向けた検討と展開
- ・就労援助センターによる個別の定着支援の実施

施策6 保健・医療との連携強化

- ・医療機関との地域連携の仕組みづくり
- ・医療的ケア児への支援

施策7 サービス提供体制の充実

- ・介護職員初任者研修・実務者研修の受講料補助の対象について、障害関係の職員を追加

方針Ⅱ 地域でふれあい、支え合い

～障害のある人もない人も支え合える「心のバリアフリー都市川崎」を目指します～

施策8 権利を守る取組の推進

- ・障害者虐待防止法、障害者差別解消法への着実な対応

施策9 心のバリアフリー

- ・かわさきパラムーブメント第2期推進ビジョンに基づく取組の推進
- ・共生・協働の精神を育む小中学校9年間の系統的・計画的な教育の推進

施策10 社会参加の促進

- ・各区スポーツセンター等で障害者が日常的にスポーツを楽しめるようにするための取組の推進
- ・文化芸術活動に取組める環境の整備

施策11 多様な支え合いの構築

- ・地域生活支援拠点におけるボランティアの育成等、地域と障害者をつなぐ取組の実施

施策12 自殺総合対策の推進

- ・「第2次川崎市自殺対策総合推進計画」に基づく取組

方針Ⅲ やさしいまちづくり

～誰もが安心・安全で生活しやすいまちづくりを目指します～

施策13 生活環境のバリアフリー化の推進

- ・福祉のまちづくりの推進

施策14 災害・緊急時対策の強化

- ・二次避難所のより一層の円滑な運営に向けた検討と実施

「第4次かわさきノーマライゼーションプラン改定版（案）」に関する パブリックコメント手続きの実施結果について

1 概要

第4次かわさきノーマライゼーションプランの改定にあたり、「第4次かわさきノーマライゼーションプラン改定版（案）」をとりまとめ、市民の皆様の御意見を募集しました。

意見募集の概要、御意見の内容及び御意見に対する本市の考え方について、次のとおり公表します。

2 意見募集の概要

題 名	第4次かわさきノーマライゼーションプラン改定版（案）について
意見の募集期間	平成 29年 12月1日(金)から平成 30年2月5日(月)まで
意見の提出方法	区民説明会、電子メール(専用フォーム)、FAX、郵送、持参
募集の周知方法	<ul style="list-style-type: none"> ・川崎市ホームページ掲載 ・市政だより（12月1日号）掲載 ・各区市政資料コーナー、かわさき情報プラザ、各区保健福祉センター、各地区健康福祉ステーション、健康福祉局障害計画課にて資料閲覧 ・各区で実施の区民説明会（計7回 参加者331人）
結果の公表方法	<ul style="list-style-type: none"> ・川崎市ホームページ掲載 ・かわさき情報プラザ、各区役所、健康福祉局障害計画課に資料設置

3 結果の概要

意見提出数（件数）	43通（130件）	
内訳	区民説明会	30通（54件）
	電子メール	3通（10件）
	FAX	5通（39件）
	郵送	3通（18件）
	持参	2通（9件）

4 主な意見と本市の対応

パブリックコメントの結果、43通、130件の御意見をいただきました。

寄せられた御意見としては、相談支援体制の充実、通所施設及び短期入所の整備と支援体制の充実、グループホームの拡充と支援体制の充実、保健・医療・福祉の連携、障害に対する理解の促進など、大変幅広い内容の御意見や御要望をいただきました。意見の趣旨を反映することで、計画が当事者の方々にとってわかりやすいものとなる御意見があったことから、一部意見を反映するとともに、必要な時点更新等を行った上で、計画を策定することといたしました。

なお、いただいた御意見については、今後の参考としながら、各種の事業・施策を推進してまいります。

【意見に対する市の考え方の区分説明】

- A 御意見の趣旨を踏まえ、当初案に反映させたもの
- B 御意見の趣旨が案に沿ったものであり、御意見を踏まえ、取組を推進するもの
- C 今後の取組を進めていく上で参考とするもの
- D 案に対する質問・要望の御意見であり、案の内容を説明・確認するもの
- E その他

御意見の件数と対応区分

項目	区分						合計
		A	B	C	D	E	
1 相談支援体制・地域自立支援協議会に関する事		0	6	6	6	0	18
2 障害児支援に関する事		3	3	0	4	0	10
3 地域生活支援に関する事		0	6	0	11	0	17
4 多様な住まいの支援に関する事		0	7	2	2	0	11
5 雇用・就労・経済的自立に関する事		0	3	0	1	0	4
6 保健・医療との連携に関する事		0	8	0	4	0	12
7 サービス提供体制の充実に関する事		0	1	1	1	0	3
8 権利を守る取組に関する事		3	0	0	2	0	5
9 心のバリアフリー・社会参加促進に関する事		1	5	0	7	0	13
10 多様な支え合いの構築に関する事		0	0	0	4	0	4
11 自殺総合対策に関する事		0	0	0	1	0	1
12 生活環境のバリアフリーに関する事		0	0	0	3	0	3
13 災害等の対策に関する事		1	1	0	1	0	3
14 障害福祉計画に関する事		0	0	0	1	0	1
15 計画の策定・実施に関する事		3	3	0	4	2	12
16 その他		0	0	0	3	10	13
合計		11	43	9	55	12	130

5 市民意見（要旨）と意見に対する市の考え方

別紙のとおり

6 問い合わせ先

健康福祉局障害保健福祉部障害計画課

電話：044-200-2663

FAX：044-200-3932

(1) 相談支援体制・地域自立支援協議会に関すること

No.	質問・意見の趣旨	件数	市の考え方	区分
1	総合リハビリテーションの具体的な業務内容を知りたい。	1	(仮称)総合リハビリテーションセンターは、障害者更生相談所と精神保健福祉センターを統合して設置し、手帳の発行等の法定業務のほか、地域リハビリテーションセンターの統括を行うとともに、民間事業者を含めた全市的な支援の質の向上を図るため、リハビリテーション技術の普及啓発に向け、企画・調整等を行います。	D
2	総合リハビリテーションセンターは具体的にどこにできるのか。	1	川崎市日進町の福祉センター跡地に開設予定です。	D
3	手帳を持たない、周りからも本人自身も障害を認められない、認めない状況で苦しんでいる家族や当事者に対して、総合的なアドバイスができる相談支援機能を充実してほしい。 (同趣旨他3件)	4	本市では、各区保健福祉センター・地区健康福祉ステーションのほか、各区に4か所の障害者相談支援センターを設置し、障害種別や年齢、障害福祉サービス利用の有無に関わらずに相談を受けとめ、障害のある方が、より身近な地域で必要な相談支援を受けられるような体制を整えています。 また、個々の課題を持った住民に対して、福祉サービスへ繋ぐことも含めて個人を「丸ごと」支援できる体制が必要であり、平成28(2016)年4月に、各区役所に、地域みまもり支援センターを設置しました。地域みまもり支援センターでは、高齢者や障害者をはじめ、すべての住民を対象として、行政内部の専門職種のアウトリーチ機能を充実し、連携強化するとともに、地域包括支援センターや障害者相談支援センターなどの専門相談支援機関をはじめとした地域における多様な主体との連携の推進を目指しています。	B
4	保健福祉センターの職員のケースワークがきちんと行えるよう、市は指導し、質の確保を図ってほしい。 (同趣旨他1件)	2	新たに障害保健福祉分野に配属となった職員向けに、障害特性の理解や障害者総合支援法サービスの内容、関係機関の役割や関係機関との連携等についての研修を行っておりますので、引き続き、こうした取組を通じて、区役所職員の業務の質の確保に努めてまいります。	C
5	指定特定相談支援事業所について詳しく説明してほしい。	1	指定特定相談支援事業所とは、地域の障害者等の福祉に関する様々な問題について相談に応じる「基本相談支援」と、障害福祉サービスの利用者を対象に利用計画を作成する「計画相談支援」を行い、その実施にあたっては川崎市に申請を行い基準を満たし指定を受けている事業所のことになります。指定特定相談支援事業所には、専門職として相談支援専門員がおり、相談支援にあたっています。	D
6	指定特定相談支援事業所が思うように増えない中で、各相談支援事業所が計画相談を受けきれず、本来支援が必要な方にケアマネジメントが行き届かない現状も見受けられる。行政内での横の連携を行いながら、地域生活支援センターだけでなく、地域活動支援センター等でも指定の相談支援事業が実施しやすくするための加算等の整備をするなど、相談支援のすそ野を拡げる取組を進めていただきたい。また、指定特定相談支援事業所の拡充を計画的に行っていくのであれば、事業所設置数の見込量(数値目標)を掲げる必要もあるのではないかと。 (同趣旨他2件)	3	指定特定相談支援事業所については、利用者から数や体制が十分でないとの意見があり、事業者からは一定の質を保ちながら事業を実施するのは困難であるとの意見があるため、すべての指定事業所において運営が成り立つよう抜本的な報酬体系の見直しを早急に行うよう政令指定都市で協調して国に要望しておりまして、平成30(2018)年度の報酬改定において、新たな加算の創設や既存の加算の単価引き上げなど、一定程度の適正化が図られました。 指定特定相談支援事業所の拡充に向けた取組といたしましては、これまででも事業者や区役所との方策について検討してまいりましたが、今後、報酬改定の内容を踏まえて、引き続き拡充策について検討してまいります。 また、数値目標については、他のサービスと同様に利用者数を目標値としています。	C

No.	質問・意見の趣旨	件数	市の考え方	区分
7	地域の身近な相談場所としてつくられたはずの障害者相談支援センターは、通常の相談の業務に加え、計画相談支援における書類作成等の業務にも追われ、支援者も疲弊し、物理的にも相談者一人一人に寄り添える状況ではなくなってきている。ケアマネジメントが必要な方への計画相談と支給決定のための計画相談を分けることや優先順位をつけるといった整理や、区役所保健福祉センターと相談支援センター（基幹型・地域型）等がお互いの役割を共有しながら、必要な方に支援が行き届く相談支援体制の再構築を共にすすめていただきたい。	1	<p>障害者相談支援センターについては、平成29（2017）年度に障害当事者や学識経験者、関係団体などで構成する「障害者相談支援センターの検証に関する懇談会」を設置し、センター従事職員の人材育成や、相談支援を実施するための設置・運営基準などの検証を行っているところです。</p> <p>今後、国の相談支援に係る制度改正の動向も踏まえつつ、相談支援体制の充実に努めてまいります。</p> <p>また、計画相談支援については、本来の指定特定相談支援事業者による適正実施が望ましいことから、国の報酬改定等の動向も踏まえながら、本市としても、指定特定相談支援事業者による計画相談支援体制の機能強化に向け、有効な手法を検討してまいります。</p>	B
8	気持ちを共感し、見通しが持てるような助言があれば、障害のある本人もその家族も気持ちが救われるので、公認心理師を障害者相談支援センターに配置してほしい。	1	<p>障害者相談支援センターについては、障害種別や年齢、障害福祉サービス利用の有無に関わらずに相談を受けとめ、必要に応じて区役所や地域リハビリテーションセンター、障害者更生相談所、精神保健福祉センター等関係機関と連携を図りながら支援しているところであり、今後についても引き続き連携強化に努めていきます。</p> <p>なお、障害者相談支援センターは基幹型・地域型ともに、一定の実務経験と国が定める研修を修了している相談支援専門員を配置しているほか、基幹型の相談支援専門員については、さらに社会福祉士、精神保健福祉士又は介護支援専門員のいずれかの資格を必須とし、専門性の担保を図っているところです。</p> <p>また、基幹型には相談支援専門員として一定の実務経験と本市が実施する試験に合格した主任相談支援専門員及び保健師、看護師、理学療法士及び作業療法士等の医療系相談員も配置し、様々な相談に対応できる体制を整えているところです。</p> <p>公認心理士については、平成30（2018）年から資格試験が開始されることから、制度の動向を見据えつつ、今後の障害者相談支援センターの検証を踏まえた取組の参考とさせていただきます。</p>	C
9	ペアレントメンター事業やかかりつけ医への研修とは、具体的にどのような取組なのか。（同趣旨他1件）	2	<p>ペアレントメンター事業とは、自らも発達障害のあるお子さんを育てた経験があり、かつ一定の相談支援に関するトレーニングを受けた方がペアレントメンターとなって、同じように発達障害のある子をもつ親に対してサポートや相談・助言を行うものです。</p> <p>また、かかりつけ医への研修とは、診療所の主治医等に対して、国で実施している研修の内容を踏まえた研修を受けて頂き、発達障害の知識や対応を習得して頂くというものになります。</p>	D
10	ひきこもりについては個人々の背景・理由が異なるので、公費で家庭訪問をし、年数をかけても緻密な対応が必要である。また、不登校を経験した若者たちが自分たちで学びながら仲間育ちをしているグループがあるが、その人たちのように、制度や施策から零れ落ちる人がいることを把握し、支援してほしい。	1	<p>「ひきこもり」状態にある方につきましては、一人ひとり個別に様々な要因が重なっていることから、年代、環境、状態像等に応じた、障害福祉や精神保健福祉だけでなく、様々な分野からの支援が必要となるものと考えております。今後実施予定のひきこもりに関する調査をもとに、関係部局と連携して、幅広い支援方法について検討を進めてまいります。</p>	B

No.	質問・意見の趣旨	件数	市の考え方	区分
11	難病相談支援や希少難病に対する市の取組状況について教えてほしい。	1	<p>国が指定する指定難病は現在330疾病です。本市における指定難病医療費助成制度の受給者は、平成29(2017)年4月1日現在約9,300人で、人数の多い上位5つの疾病で全受給者のおよそ5割を占めています。</p> <p>指定難病患者に対しては、難病の患者に対する医療等に関する法律に基づき、平成27(2015)年から平成30(2018)年の3月まで各都道府県が一定の条件を満たした場合に医療費助成等を行うことが定められておりますが、同法の規定により、神奈川県が行っている事業のうち、医療費助成及び相談支援の体制を含む療養生活環境整備事業については平成30(2018)年の4月から本市が行うこととなります。</p> <p>現在、神奈川県においては、かながわ難病相談支援センターを設けており、本市においても、各区地域みまもり支援センターにおいて、難病の療養等に関する相談を受けるという体制をとっております。</p> <p>また、本市では聖マリアンナ医科大学病院と提携し、同病院のメディカルサポートセンターの難病相談窓口において、多くの相談に対応できている状況です。このことから、本市に改めて相談窓口を設けるかについては検討をしてみたいと考えております。</p> <p>医療費助成については、神奈川県から本市へ事業が移行されるため、現在助成を受けている患者の方については、御案内させていただくこととしています。その他の取組としては、移動手段としての福祉キャブを運行しているほか、介護者の介護負担の緩和等の為に一時的に患者の方が入院できるように事業等も行ってまいります。</p>	D

(2) 障害児支援に関すること

No.	質問・意見の趣旨	件数	市の考え方	区分
12	児童発達支援事業ならびに放課後等デイサービスの事業所にていわゆる発達障害ならびにグレーゾーンと診断されたお子様の療育に従事している。中央療育センターの公開講座や私共への問合せでも、現在、保護者が一番心配されている多くの主訴が「言葉の発達の遅れ」となっている。こうしたニーズにこたえていくべく、例えば、市に登録している言語聴覚士の方に支援の際来ていただき、よりお子様一人ひとりに対して専門的に見ていただくといった取組は可能か。	1	<p>言葉の発達の遅れに対し、子ども一人ひとりの個別の支援については、市内4か所の地域療育センターで相談・診療・療育等総合的療育支援を行っています。市内障害児通所事業所に対しては、事業所への支援として、必要に応じ地域療育センター専門職員が技術援助及び情報の提供を行っています。</p>	D
13	障害児支援に関する連携強化とは、具体的に何を強化するのか。	1	<p>発達障害や医療的ケアが必要な子どもなどに関する課題や対応策を検討するため、保健、医療、福祉、教育等の関係部署や関係機関による情報共有や意見交換を行う場を設置し、地域における支援体制の構築に向けて、連携を強化していきます。</p>	D
14	出産時に障害のあることが分かり、退院し地域生活となった方について、生まれる前から出産後、家族の心身のケアを含む専門の相談支援が必要ではないか。 (同趣旨他1件)	2	<p>各区地域みまもり支援センターでは、妊娠期の体調管理や出産後の子育てに関する相談を受けております。お子さんに障害の疑いがある場合におきましても、医療機関等の関係機関や関係部署と連携を図りながら支援を行ってまいります。</p>	B

No.	質問・意見の趣旨	件数	市の考え方	区分
15	早期発見・治療等することにより、回復・成長上、機能改善につながる可能性があると思われるので、3か月健診の保健所・医療機関との連携や相談施設の増設などが必要ではないか。また、個別の家庭訪問は微妙な問題をはらむので民生委員ではなく、行政で対応するのが望ましい。	1	本市において、3か月児健診の結果は区保健福祉センター及び医療機関で共有し、連携をしながら支援が必要な方へのフォロー等を実施しております。 また、訪問事業については民生委員以外にも、訪問指導員や区保健福祉センターの保健師が伺うなど、各家庭の状況に応じた対応を実施しております。	D
16	「就学相談の充実」について、障害者権利条約施行を受け、「保護者との合意形成を基本」を「保護者の意向を尊重し、保護者との合意を基本とし」に変更してほしい。	1	就学の相談については、平成25(2013)年文部科学省通知の「学校教育法施行令の一部改正について」において、「本人・保護者の意見を最大限尊重し、本人・保護者と市町村教育委員会、学校等が教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行うことを原則とし、最終的には市町村教育委員会が決定することが適当である」と示されております。 したがって、98ページの「保護者との合意形成を基本に学びの場を決定していきます。」を「本人・保護者の意見を最大限尊重し、教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行うことを原則として、学びの場を決定していきます。」と変更します。	A
17	「■地域の学校における特別支援学級の整備」は現状、計画とも特別支援学校の内容で特別支援学級の内容がないので、特別支援学級がどのようなことをしているか記載してほしい。また、平成29年度（改定時）の現状の下から2つ目の「・」で更生相談所とあるが、地域療育センターではないのか。県立特別支援学校3校に通っているのは川崎市民である。県立特別支援学校との関係、連携について記述してほしい。	1	特別支援学級に在籍する重度の知的障害のある児童生徒や自力での移動が困難な肢体不自由のある児童生徒への支援、指導の充実のために、対象となる特別支援学級への支援として、市立特別支援学校の地域支援部が計画的に巡回する事業を行なっています。また、障害者更生相談所や県立を含む特別支援学校は特別支援学級の児童生徒への指導の充実を目的に、小中学校からの要請を受けて訪問し助言をする事業を行なっています。 したがって、100ページの「地域の学校における特別支援学級の整備」は、表題を「特別支援学級における指導の充実」とし、本文に「市立及び県立の特別支援学校のセンター的機能や地域療育センター、障害者更生相談所等と連携し、」を加えます。 また、「平成29年度（改定時）の現状」については、「・一貫した指導の継続を目的に、地域療育センター等との連携を実施」「・特別支援学級に在籍児童生徒への専門的指導のため、市立特別支援学校のセンター的機能の計画巡回訪問や、県立を含む特別支援学校や障害者更生相談所の専門職による要請訪問の活用」「・交流及び共同学習の研究成果を発信（H26・27）」とし、「平成29年度（改定時）の計画」については、「・現状の取組の推進」「・特別支援学級に在籍児童生徒の指導の充実のため、市立特別支援学校の計画巡回訪問の充実」に改めます。なお、「平成26年度（策定当初）の計画」の「・小中学校における児童支援（中略）発信及び普及」は通常の学級における取組のため、101ページの「特別な教育的ニーズのある児童生徒への支援」に整理し直します。 さらに、県立特別支援学校との連携について、98ページの「就学相談の充実」の本文に「さらに、就学後についても、支援・指導の継続を目的に、就学先の小学校や市立特別支援学校、県立特別支援学校と地域療育センターのケースワーカーや専門職が連携していきます。」を追加します。	A
18	入院中の子に対する院内学習を配慮し、単位履修や進学、将来への道につながる希望の持てる条件整備、保護者への対応を考えてほしい。	1	聖マリアンナ医科大学病院に入院する児童生徒のために、平成8（1996）年度から稗原小学校、菅生中学校の特別支援学級として院内学級を設置しています。院内学級においては、保護者との連携の下、入院に伴って在籍を移動した児童生徒に対して、お子さんの状況に合わせた指導を行なっているほか、退院し自宅療養をしている児童生徒に対しても通院時を中心に支援を行なっています。 したがって、100ページの「特別支援学級の整備及び指導の充実」の平成26（2014）年度の現状に「・聖マリアンナ医科大学病院に入院している児童生徒のために、稗原小学校、菅生中学校の特別支援学級として院内学級を設置し、入院に伴って在籍を移動した児童生徒に対して、状況に合わせた指導を実施」、「・退院し、自宅療養をしている児童生徒に対する支援の実施」を加えます。	A

No.	質問・意見の趣旨	件数	市の考え方	区分
19	障害が軽度の場合で集団保育が可能ならば、障害を持たない子供と同じところで過ごす工夫をする。そのことにより、自然に共生・協同が違和感なくできるし、相互理解、意識の醸成になる。	1	本市においては、集団保育が可能なお子さんについて、市内全認可保育所、認定保育園で受入れを実施しています。今後については、保育所等訪問支援や巡回相談支援等を実施することにより、保育所、幼稚園や認定こども園などの利用を希望する障害児の受入れ体制の支援を推進し、障害の有無に関わらず、全ての子どもが共に成長できる地域社会づくりを目指していきます。	B
20	放課後等デイサービスのガイドラインを市でも作成する予定はあるのか。	1	質の高い放課後等デイサービスの提供のため、国のガイドラインを基本として、市の実情等を踏まえながらできる限り分かりやすい解釈等を含めた市独自のガイドラインを策定していく予定です。	D

(3) 地域生活支援に関すること

No.	質問・意見の趣旨	件数	市の考え方	区分
21	障害者施設運営費補助は削減ではなく増やす方向で見直しをしてほしい。	1	障害者支援施設等への市独自加算は、運営法人の経営実態調査結果を踏まえ、その内容等を検討しております。今後につきましても、その在り方について慎重に検討してまいります。	D
22	精神障害者の増加が著しいので、分析と丁寧な対応が必要。プランはそれにおいついているのか。 (同趣旨他1件)	2	精神障害者の増加は医療的支援だけではなく、利用可能な福祉サービスが拡充されてきたことから増加してきたと考えております。また、精神科診療所が増加している為、医療へのアクセスが改善していることも影響しており、通院費を助成する自立支援医療受給者は毎年千人以上伸びております。これらの増加を踏まえて本計画を策定しています。	D
23	精神障害者を少なくする方策について。	1	精神障害者の増加は従来の統合失調症やうつ病だけではなく、発達障害や認知症の増加も影響しております。予防対策は重要であり、国を挙げてのメンタルヘルス対策や、川崎市でも様々な相談窓口を設けて多様な取組を行っております。加えて、早期発見・重症化予防も大切であり、精神科にかかるということが、未だに抵抗の多い現状もまだまだある中、出来るだけ早期に医療にかかって頂いて、重症化を予防して頂く、必要な時に必要な支援が受けられる環境づくりも重要だと考えております。	D
24	障害児者の短期入所（ショートステイ）が利用しづらい印象がある。	1	短期入所については、障害のある方とその御家族の地域生活を支える大変重要なサービスですが、土・日の利用希望が多く、また、ベッド数に限りがあるため、希望どおりの期間利用できないケースがあることは認識しておりますので、今後も引き続き短期入所ベッドの拡充に努めてまいります。	B
25	短期入所の増床は歓迎されると思うのだが、短期入所を気軽に利用できる人とできない人がいる現状での増床は、利用できる人とできない人との利用回数の差を広げるだけだと思う。親のなきあとや集団になじめないために短期入所の利用を遠慮してしまう家族、精神障がい者にとっても、現在の短期入所の活用を再検討していただきたい。 (同趣旨他1件)	2	障害種別などの御利用者の状況により利用できる短期入所ベッドと利用できない短期入所ベッドとがあることは認識しておりますので、より多くの方が利用できるよう、今後も引き続き短期入所ベッドの拡充に努めてまいります。	D

No.	質問・意見の趣旨	件数	市の考え方	区分
26	放課後等デイサービスの送迎加算がなくなるという話から、移動支援へのニーズはこれから増大すると予想されるが、どのように計画をたてているのか。	1	移動支援事業については、外出目的が定められており、単独での移動が困難な障害児・者に支援を行うものです。第5期障害福祉計画のサービス量については、これまでの給付実績を踏まえた見込量を設定しています。なお、平成30(2018)年度の制度改正において、放課後等デイサービスにおける送迎については、廃止ではなく障害児の自立能力の獲得を妨げないよう配慮するよう通知に明記するとされています。	D
27	移動支援や通学・通所支援は、ニーズに対して実績・見込とも増えていないように思われる。ニーズはあっても、従事者の不足など支援が追いついていないのではないのか。	1	移動支援については、時間帯によって需要と供給のバランスが保てない状況にあることは認識しております。したがって、従業者を養成するための研修については継続して行っており、支援者の確保に努めてまいります。第5期障害福祉計画では、市全体のニーズは、行動援護や重度訪問介護、居宅介護などの障害福祉サービスによる移動の支援、送迎などを確保するための事業所への支援の充実を踏まえるとともに移動支援事業、通学・通所支援の実績を考慮し見込んでいます。	D
28	学校卒業後、福祉的就労をしている（将来するであろう）人たちの夕方支援の要望が非常に多くなっているが、日中一時支援の見込量は少ないのではないのか。	1	学校卒業後福祉的就労をしている、あるいは将来福祉的就労が見込まれる方の夕方支援帯の過ごし方において、日中一時支援（障害児・者一時預かり）の制度利用は選択肢のひとつとして捉えておりますが、当該事業は集団生活への適応を事業の主旨としているため、福祉的就労が見込まれる方の当該事業の利用は、現状を維持する程度の利用量を見込んでおります。 なお、第5期障害福祉計画における障害児・者一時預かりの総見込量については、主に生活介護事業所を利用している方の夕方時間帯における利用の増加を見込んでおり、第4期における利用実績の増加に加え、制度改正の方向性として生活介護事業所における障害児・者一時預かり事業の指定の特例を認めることによる指定事業者の増加及び利用者の増加を見込みに反映しています。	D
29	あんしんサポートについて記載していないのはなぜか。	1	第5期障害福祉計画では行政計画として国庫補助対象となる事業等を主に掲載しておりますので、国庫補助事業でないあんしんサポートについては記載しておりませんが、継続して実施する予定です。	D
30	強度行動障害に悩んでいる当事者・家族が増えていると思うが、生まれつきの障害ではない二次的障害をきたさないための療育・教育・日常生活での支援について、検討をしているのか。	1	二次的障害をきたさないためには、早期発見・早期支援とともに、手厚い支援が重要であると認識しておりまして、地域療育センター、発達相談支援センター等において支援の充実を図っております。また、平成29(2017)年度からは、事業所の従事者等を対象とした強度行動障害支援力向上研修を開始しており、今後も継続して実施してまいります。	B
31	地域活動支援センターA型は、相談が共にある居場所として機能している精神障がい者にとっては貴重な場なので、この大切な社会資源を今後も継続し発展できるように丁寧に検討を行ってほしい。	1	地域活動支援センターA型につきましては、これまでで精神障害者の地域生活支援を実施してきた重要な社会資源だと考えております。精神保健福祉を取り巻く状況が、設置当時から変化している状況も踏まえて、本計画期間において、A型の機能の充実に向けたあり方の検討をしております。	B
32	週1日からでも通所することが出来る地域活動支援センターは、症状・体調の不安定さから通所先を確保するのが難しい精神障害者にとって、重要な社会資源であり潜在的なニーズはまだ多いものと思われる。また、地域活動支援センターはひきこもり支援の役割も期待されている。就労になじまない方、状態の不安定な在宅精神障がい者の受け皿として重要な役割を担う地域活動支援センターについて、安定した運営基盤を整えるとともに、その数についても引き続き増設を目指すような福祉計画を策定してほしい。	1	地域活動支援センターは、利用者が地域において自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、利用者を通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供及び社会との交流の促進を図るとともに、日常生活に必要な便宜の供与を適切かつ効果的に行うものでなければならぬとされております。 地域活動支援センターについては、利用実績を踏まえつつ、必要数を確保する等、環境整備に努めてまいります。	D

No.	質問・意見の趣旨	件数	市の考え方	区分
33	障がいのための機能訓練機、補助器具の開発を企業に働きかけ、表彰などをしてはどうか。	1	本市では、産業と福祉の融合で新たな活力と社会的価値を創造するウェルフェアイノベーションの取組を進めています。この中で、障害のある方の自立支援に向けた機器へのモニター評価や開発経費の支援を行っているほか、3Dプリンタの技術を活用したモノづくりの企画を実施するなど、様々な取組で障害のある方の支援機器の開発支援を行っています。また、全国の事業所を対象に福祉製品の認証を行うかわさき基準認証事業を行っており、平成28（2016）年度までに196の製品を認証してきたほか、さらにその製品の活用により新たなコトを生みだす取組も行っているところです。	B
34	「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築支援事業」の取組が開始されるようだが、川崎市には長年かけて取り組んだ事業や、各法人の独自の取組の歴史があるので、その土壌をさらに豊かにする施策でなければならない。退院促進をすべき当事者がいて、その方々が地域に根付けるための施策を推進してほしい。 また、入院している方の退院への気持ちを揺り動かすのは、知人が退院して地域で生活していることを身近に感じた時である。ピアサポーターの取組も行われてきたが、もっと枠を広げて、退院した当事者の面会、OT（作業療法士）でのプログラム参加、交流会などを行い、「当事者に関われた病院・病棟」づくりを行政としても推進すべきである。（同趣旨他1件）	2	「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築支援事業」の取組では、平成29(2017)年度から北部地区をモデル圏域として、長期入院者の地域移行を進めるとともに、精神障害者の支援の担い手を広げて、地域生活を支援する地域づくりを目指しております。モデル圏域の取組の中には病院内外で行われる退院プログラムについて、ピアサポーターの協力のもと病院と連携して検討を進めており、今後はモデル圏域の取組を様々な医療機関で実施できるよう、医療と福祉の連携を進めてまいります。	B

(4) 多様な住まいの支援に関すること

No.	質問・意見の趣旨	件数	市の考え方	区分
35	福祉センター跡地利用について知りたい。	1	福祉センター跡地活用施設（川崎区）については、障害者支援施設（47床）、宿泊型自立訓練（20床）を開所する予定です。また、同施設内には、（仮称）南部リハビリテーションセンター及び南・中・北の3か所の地域リハビリテーションセンターを統括する（仮称）総合リハビリテーションセンターを開設する予定です。さらに、特別養護老人ホーム、福祉人材の育成機能としての（仮称）福祉総合研修センター、新たな福祉製品やサービスを創出することを目的とした（仮称）ウェルフェアイノベーション連携・推進センターを併せて整備する予定です。	D
36	施設入所者に「困ったことがない」との割合が高い。このことから、個人に合った施設等増設が必要である。	1	障害のある方が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、多様なニーズに対応した多様な形態の住まい方とその場の確保・充実が重要と考えております。そうした中で、障害者支援施設47床、宿泊型自立訓練20床を平成32年末に開所予定です。	B
37	グループホームのスタッフの確保や、消防法など法改正へ対応するための整備費補助など市がしっかりと支援をし、計画的に整備を進めてほしい。（同趣旨他3件）	4	グループホームの整備については、平成27(2015)年度から平成29(2017)年度の実績を踏まえ、平成30(2018)年度から平成32(2020)年度まで毎年90名、3年間で合計270名のグループホームの定員増を図ることとしています。 着実な整備が図れるよう、世話人体制確保加算や夜間体制加算等によるサービス提供支援を引き続き実施するとともに、整備費補助については、肢体不自由の方のための補助の充実を図ることとしたところです また、不動産事業者等に対してグループホームへの理解を促し、設置の促進に努めていきます。	B

No.	質問・意見の趣旨	件数	市の考え方	区分
38	出来るだけ暮らしているグループホームで、医療・介護の制度が利用できる方向性を求める。また、「暮らしやすい住まいの選択肢」として、サテライトを位置付けてほしい。	1	平成30(2018)年度より、重度の障害がある方に対して、昼夜にサービスを提供できる「日中サービス支援型共同生活援助」が新設されることにより、従前より手厚い支援が行われると見込んでいます。 また、サテライト型住居は、平成26(2014)年度より導入され、原則的には入居から3年の間に一般住宅等に移行できるよう支援する目的で設置されています。また、入居から3年を超える場合であっても、単身生活への移行が具体的に見込まれると市が判断した場合は、継続利用することが可能です。 本制度が導入されてから一定期間が経過し、利用状況等の蓄積がある中で、運用方法等については、国の動向を注意していきます。	D
39	視覚障害者のためのグループホームに対する整備費補助の充実について検討してほしい。	1	より整備にコストのかかる肢体不自由の方向への整備費補助の充実を図ることとしましたが、今後も引き続き、グループホームの施設運営法人への支援のあり方について検討していきます。	C
40	老人施設職員に対する障害特性についての研修を体制整備に含ませて記述してほしい。	1	高齢者社会福祉総合センター（人材開発研修センター等）では、障害のある高齢者の重大事故の事例検討や、障害特性を踏まえた対応力の向上研修等を実施しております。今後も、高齢障害者の増加や地域共生社会の実現などを踏まえ、高齢者施設職員及び障害者施設職員に必要な研修を実施してまいります。	B
41	特別養護老人ホームに視覚障害者の入居枠を設定してほしい。	1	本市では、高齢者の方々が住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくり、介護が必要となっても「かわさき」で暮らし続けられる支え合いのまちづくりを基本目標に掲げ、特別養護老人ホームの整備など、高齢者の多様な居住環境の実現に向けた取組を進めているところです。 障害のある方の高齢化に対する取組の一つとして、公有地を活用した特別養護老人ホームの整備において、障害のある要介護高齢者の受け入れを可能とする施設の整備を進めているところです。 現在、平成31(2019)年5月の開設に向け、中原区井田地区の市有地を活用した整備において、「障害者支援施設」の入所者又は「障害者グループホーム」の入居者で、「特別養護老人ホーム」での支援がふさわしい高齢障害者について、定員の1割程度を受け入れることを条件とした整備を進めております。 今後につきましては、当該施設の運営状況等を踏まえながら、様々な整備手法により、真に必要な方のための整備に向け、着実な整備に取り組んでまいります。	C
42	障がい者のみの賃貸住宅も借りやすいようにオーナーへの行政指導や援助をしてほしい。	1	障害者が民間住宅に入居を望んでも、障害への偏見や安全上の問題を理由に断られることもありますので、こういったことを改善するために、川崎市居住支援協議会と連携した障害者の入居・居住の継続支援の体制充実に努めていきます。	B

(5) 雇用・就労・経済的自立に関すること

No.	質問・意見の趣旨	件数	市の考え方	区分
43	障害者雇用について、川崎市は目標を達成していないと聞いている。まずは川崎市がお手本を示し、積極的に雇用を促進してほしい。	1	現在、地方公共団体の法定雇用率は2.3%となっており、本市の雇用率は平成29(2017)年6月1日現在で2.34%となっています。本年4月から法定雇用率が2.5%に上がることになっており、更なる雇用を目指してまいります。	D
44	「精神障害の特性に配慮した適切な勤務形態等の検討」とあるが、ぜひ具体的な精神障がいの特性について理解し、その就労形態を検討、推進してほしい。	1	精神障害者の雇用につきましては、「働き方・仕事の進め方改革推進プログラム」の「障害者雇用の拡大」の取組の一つとして、今年度から短時間の試行的な任用を始めたところでございます。 今後につきましては、障害特性に即した雇用形態、適切な勤務形態や職務内容等について検討し、他都市や民間企業等の取組事例なども参考に、引き続き取り組んでまいります。	B

No.	質問・意見の趣旨	件数	市の考え方	区分
45	障害者の雇用枠を広げ、積極的取組、実績を上げた企業は公表や表彰をするなどとしてはどうか。	1	企業への障害者雇用に向けた普及啓発と採用意欲の喚起については、神奈川県において、県内で障害者雇用積極的に取り組む中小企業等を「かながわ障害者雇用優良企業」として認証し、その取組内容などを県のホームページ等を通じて広くPRしています。こちらは川崎市内の企業も対象となる事業であり、本市においてもホームページ等で事業周知を行っております。また、本市では企業向けネットワーク会議の開催、ハローワークとの協同により国が実施する各種助成金や制度の周知、市が実施する定着支援等の各種支援制度の周知等を行っており、今後も継続して取組を進めます。	B
46	高齢者になっても生活できる経済的保障や収入につながる技術獲得のため、個人にあった将来設計を家族・本人とともに若い時から考え、立てられるように援助してほしい。	1	特別支援学校では、将来自立した社会生活を送るために必要なコミュニケーション力の育成を図る支援を教育活動で展開しています。学校生活を送る上での個々の児童生徒に必要な支援については、学校が本人及び家庭と確認し、個別的教育支援計画や個別の指導計画を作成し課題の解決に取り組んでいます。個別の指導計画に基づき、幼稚部や小学部では、個々の幼児児童の発達の段階に応じ、身近な人との関わりや身近なものを使用した体験的な学習を行っており、中学部では幼稚部や小学部での学びを発展させ、自分を取り巻く環境の中で他者と関わり自分の力を発揮できるよう支援しています。高等部ではこれまでの学びを活かし、具体的な卒業後の生活や社会との関わりをイメージすることができるよう職場見学及び実習での学びを通じ、働くことや社会生活に必要な知識やマナー等の習得についても支援しています。また、個別の指導計画や個別の移行支援計画を活用し、切れ目ない支援の実現に向けて卒業後の就労先への支援の引継ぎにも取り組んでいます。 小・中学校の特別支援学級においては、それぞれの学校で実施している職業体験や進路学習、進路指導の中で、働くことについての意欲の育成や知識・マナー等の習得についての学習や保護者への企業就労等に関する情報提供を行っています。	B

(6) 保健・医療との連携に関すること

No.	質問・意見の趣旨	件数	市の考え方	区分
47	重度障害者医療費助成制度を存続させ、精神障害者2級の人と1級の入院まで対象を拡充してほしい。 (同趣旨他2件)	3	重度障害者医療費助成制度につきましては、昭和48(1973)年度から、県による全額補助制度により開始されましたが、この間の補助制度の見直しにより、県の補助率が現在は「3分の1」となっているほか、県の制度としては一部負担金と所得制限制度が導入されており、更に65歳以上の新規手帳取得者を対象外としているところでございます。 本市といたしましては、対象者への影響を配慮し、一部負担金の導入等を見送っているところでございますが、助成額が毎年増加している課題があるため、制度を維持する観点から助成のあり方について検討する必要があります。 平成25(2013)年10月の制度改正は、精神障害者の社会的入院を 방지、地域移行を推進することを目的に精神障害者保健福祉手帳1級所持者の入院医療費を除く医療費を助成対象に加えたところです。なお、精神疾患による入院につきましては、精神障害者入院医療援護金交付事業により給付を行っているところでございます。 また、身体障害者手帳1級・2級、及び知的障害者療育手帳の重度と最重度の方々が、国民年金法などの「障害年金1級」や所得税法の「特別障害者」の区分に相当することから、精神障害者におきましても、同様の区分にあたる手帳1級の方を対象とした、県の考え方に準拠し、精神障害者保健福祉手帳2級所持者の方は助成対象とはしていません。 今後につきましては、国・県の動向や他都市の状況を注視しながら、制度の安定性、継続性の確保に努めてまいります。	D

No.	質問・意見の趣旨	件数	市の考え方	区分
48	医療的ケアが必要な障害児者が利用できるグループホームや短期入所などの支援策や支援体制を充実してほしい。 (同趣旨他7件)	8	医療的ケアが必要な子どもたちへの支援については、保健、医療、福祉、教育等の関係機関による意見交換や情報共有が必要であることから、対応を検討しているところでございます。平成30(2018)年度以降は、関係機関による協議の場を設置し、医療的ケアが必要な方の実態把握に努めるとともに、協議結果に基づき取組を推進してまいります。	B
49	精神科救急医療体制について、4県市(県、横浜市、川崎市、相模原市)の協力運営体制を川崎市独自の運営体制にしてもらいたい。 (1)夜間の電話受付窓口を川崎市内に独自に設置する。 (2)搬送病院は、川崎市近辺の病院に限定してもらいたい。 (3)搬送については「一般搬送システム」と同様に取り扱いてもらいたい。(現状の搬送3段階体制を、全段階での搬送にってもらいたい)	1	精神科救急医療体制については、精神科病床の少ない川崎市単独では体制の確保が困難であることから、4県市協調にて整備を進めております。しかしながら、身近な地域で迅速かつ適切な精神科救急医療が受けられる体制は必要と認識しておりますので、引き続き精神科救急医療体制の充実に努めてまいります。	D

(7) サービス提供体制の充実に関すること

No.	質問・意見の趣旨	件数	市の考え方	区分
50	施策を推進するための人材づくりには、協力してくれる企業、団体、学校等の発掘が求められるが、現在、取組んでいることがあれば教えてほしい。	1	市が委託実施している重度訪問介護の従事者養成研修や強度行動障害の従事者養成研修等の実施にあたっては、十分な支援経験を有する方に講師を担っていただいています。また、市内に整備を進めている地域リハビリテーションセンターにおいては、多様な専門職を配置し、民間事業者も含めて助言・支援を行い、全市民的な支援の質の向上を図っています。	D
51	専門の保健・医療・相談のプロの人的配置はもちろん重要だが、総合的、丸ごと捉えての相談は本人がそれまで係った人であると相談しやすい。例えば、本人が教育を受けていた学校である養護・支援学校、学級、盲・ろう・肢体他各々の障がい関係(院内も含む)の教育担当者や教職(養護教諭も含む)経験者・退職者の起用を考えるとどうか。	1	各施設運営法人が事業所に配置する相談支援専門員の実務経験としては、特別支援学校等において障害のある児童及び生徒の就学相談、教育相談及び進路相談の業務に従事した期間が算定できることになっています。 本市では、相談支援専門員として従事するために必要な研修などを実施していますので、今後、多様な相談支援従事者の養成・確保に努めてまいります。	C
52	リハビリや機能訓練に携わる作業療法士等への待遇にも配慮が必要である。	1	機能訓練に携わる作業療法士等の処遇向上は大切であると考えていますので、国が設定する報酬単位が低い「リハビリテーション加算」について、加算単位の引き上げを政令指定都市で協調して国に要望しまして、平成30(2018)年度の報酬改定において当該加算の拡充がされたところです。	B

(8) 権利を守る取組に関すること

No.	質問・意見の趣旨	件数	市の考え方	区分
53	差別解消法に基づく市役所内での取組や差別解消協議会の詳細について、具体的に記述し、専門職及び一般市民を対象とした研修会の開催を位置付けるなど、民間へ趣旨の波及・拡大について記述してほしい。 (同趣旨他2件)	3	御指摘を受けまして、160ページの今後の方向性に「障害者の差別解消については、障害者差別解消支援地域協議会での協議等を踏まえ、制度の普及啓発に取り組みます」を加えます。また、161ページの本文に「また、差別解消支援地域協議会では、障害を理由とする差別に関する相談事例の共有や情報交換を行うとともに、障害を理由とする差別の解消に関する様々な課題を協議していきます。」を加え、平成29年度(改定時)の計画に、「対応要領等の庁内周知」、「新規採用職員等の階層別研修の実施」、「市民や事業者への普及啓発」、「障害者差別解消支援地域協議会の開催」を加えます。	A

No.	質問・意見の趣旨	件数	市の考え方	区分
54	川崎市障害者差別解消条例を制定してほしい。 (同趣旨他1件)	2	<p>条例の制定につきましては、条例化よりも具体的な取組の充実が重要であるとの障害者施策審議会での当面の結論が出されたことなどを踏まえ、本市としましては、障害者差別解消法の趣旨にのっとり、本市職員向けには「対応要領」を策定し、研修等を通じて本市組織・職員への周知徹底を行うとともに、市内事業者・市民等に対しては啓発品の配布や本市ホームページ等による情報発信等を通じて、広く周知を行うなどの取組を行っております。今後におきましても、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資する取組を行ってまいりたいと考えております。</p> <p>川崎市人権施策推進協議会からの提言では、人権全般も見据えた幅広い条例が必要とされており、人種、性別、障害、性的マイノリティなど関係する法令・条例などの基礎的な調査を行っているところです。条例の制定にあたりましては、あらゆる差別を本市から根絶することを目指すものであるべきと考えており、今後丁寧に検討してまいります。</p>	D

(9) 心のバリアフリー・社会参加促進に関すること

No.	質問・意見の趣旨	件数	市の考え方	区分
55	各区のスポーツ施設を障害者が利用しやすく工夫してほしい。 障害者専用（優先）のスポーツ施設を整備してほしい。 (同趣旨他2件)	3	<p>かわさきパラムーブメント推進ビジョンにおいては、障害のあるなしに関わらず、誰もが日常的にスポーツに親しめる環境づくりを進めることを掲げ、スポーツを通じたインクルーシブなまちづくりを進めることとしています。</p> <p>これまで本市では、身近な施設である各区のスポーツセンターを拠点として、障害のある方が安全安心にスポーツを楽しむことができるよう、各施設の指定管理者に対して、障害の状況等に応じた合理的な配慮を行うことについての周知徹底や、初級障害者スポーツ指導者養成講座の施設職員の受講による障害者スポーツへの理解の深化、また利便性の向上を図るためのバリアフリー化の推進などの環境整備を進めているところですが、障害のある方に、より快適にスポーツセンターをご利用いただけるよう、今後も環境の充実に向けた取組を推進していきます。</p>	D
56	小中学校9年間における福祉教育について、具体的にどのようなものか。また、子どもに対してだけでなく、子どもの保護者に対する教育（情報提供）も大切ではないかと思うが、親子に対するアプローチは検討しているのか。	1	<p>子どもたちが将来に対する夢や希望を持って、将来の社会的自立に必要な能力や態度及び共生・協働の精神を培う教育の実践が求められており、本市ではこれを「キャリア在り方生き方教育」として、すべての学校で取り組んでいます。この「キャリア在り方生き方教育」の推進の中で、発達の段階に応じた福祉教育の推進など、各学校が目標を設定し、「かわさきパラムーブメント」の視点も踏まえた取組を計画的・系統的に推進してまいります。具体的な内容については、各学校が児童生徒や地域の実態に応じて取り組むことができるよう支援してまいります。また、リーフレット等で保護者への啓発を行ってまいります。</p>	D
57	障害のある方もない方も、ともに地域で暮らすためには、教育が重要である。学力や早くできることの競争ではなく、思いやりを持つゆとりの中で人とのコミュニケーション、礼儀など身につくことができるのではないか。 (同趣旨他1件)	2	<p>本市では子どもたちの豊かな人間関係づくりをめざして「かわさき共生＊共育プログラム」に取り組んでいます。障害の有無に関わらず、子どもたちの多様性を尊重する意識の醸成や望ましい人間関係の育成に向けて、今後も取組を推進していきます。</p>	B

No.	質問・意見の趣旨	件数	市の考え方	区分
58	「かわさきパラムーブメント」とは具体的にどのような取組ですか。 (同趣旨他1件)	2	「かわさきパラムーブメント」とは、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として人々の意識や社会環境のバリアを取り除き、誰もが社会参加できる環境を創出することを理念とし、誰もが自分らしく暮らし、自己実現を目指す地域づくりをめざすために様々な取組を行うものです。 これまでは、小学校でのバラスポーツやってみるキャラバンや夏のイベントでの障害者スポーツ体験などを通じた障害者等について理解を深める取組、観光地・宿泊施設・市内飲食店のバリアフリー調査やスポーツ・エンターテインメント等の機会を活用して福祉事業所の利用者等の就労体験の実施等を行っています。また、広報戦略に基づき、ロゴを作成し、そのロゴを活用した動画の放映やグッズ製作などにより、かわさきパラムーブメントの理念浸透を図っています。	D
59	一般市民に対する「障害」について理解をもとめる施策が必要ではないか。また、オリ・パラの時期を挟むが一時的な市民意識の高揚ではなく、継続、持続可能なノーマライゼーション、福祉意識の定着するための施策とすべきである。 (同趣旨他2件)	3	本市では、障害福祉の案内「ふれあい」等を作成・配布するとともに、毎年12月に実施される「障害者週間」などを中心に、市民の理解を呼びかける取組を行っております。 また、学校における福祉教育の推進や、各小・中学校での通常の学級の児童生徒と特別支援学級の児童生徒との交流、特別支援学校と近隣の小・中学校の学校間交流等を実施しております。 さらに、障害者スポーツ体験講座など、障害者体験を通じた障害への理解促進を行っております。 今後も、市民・企業・関係団体・行政などの多様な主体が連携し、様々な機会を通じて、障害への理解を深める取組を推進してまいります。	B
60	津久井やまゆり園事件を受けて制定された「かながわ憲章」の啓発を記述してほしい。	1	ともに生きる社会かながわ憲章は「誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会の実現」などを目指すものであり、「障害のある人もない人も、お互いを尊重しながら共に支え合う、自立と共生の地域社会の実現」を基本理念とする「かわさきノーマライゼーションプラン」と目指すところは同じであると考えていますので、58ページの「5 共生社会の実現に向けた取組」に「かながわ憲章」について記載します。	A
61	LGBTについては、地域包括ケアシステムに入るのか。	1	地域包括ケアシステム推進ビジョンでは、高齢者をはじめ、障害者や子ども、子育て中の親、現時点でケアを必要としない方など、全ての地域住民を対象としています。LGBTの方々についても当然対象となります。	D

(10) 多様な支え合いの構築に関すること

No.	質問・意見の趣旨	件数	市の考え方	区分
62	地域活動に対する具体的な活動について説明をいただきたい。	1	障害のある方が地域で生活していくためには、事業者や地縁組織、地域・ボランティア団体、住民など地域内の多様な主体による支え合いが欠かせません。そのため、市民活動団体に対するボランティア情報の提供や、団体間の交流等を行っています。また、障害者の地域生活拠点において、障害者が地域で生活するための相談やボランティアの育成等を実施しています。	D

No.	質問・意見の趣旨	件数	市の考え方	区分
63	ピアサポートの言葉の意味が分からない。	1	ピアとは「同等・対応・仲間」という意味で、ピアサポートとは、同じ病気や障害の経験に基づき、当事者の視点から、助言や指導等の様々な支援を行うことを言います。	D
64	精神障害者の社会参加である「ピアサポート」について、各種の取り組みが関係機関と障害者の連携で試行されているが、より一層の充実・強化を望む。	1	今後も、ピアサポーターの養成やフォローアップ等の支援を行い、ピアサポートに取組む機関や活躍の場の拡大等、取組を推進してまいります。また、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」におけるモデル圏域の取組等、様々な場面でピアサポーターと協働していきたいと考えております。	D
65	発達障害や性同一性障害など、最近認知されてきた障害をもつ中高年の障害者の社会参加が大変困難である。社会的認識が遅れた障害者への支援をしてほしい。	1	障害のある方の社会参加には、いろいろな困難が今もあることは様々な場でお聞きしています。物理的なバリアの解消は進んでいるものの、心のバリアフリーは時間がかかるので、心のバリアフリーの意識の普及啓発は必要だと考えており、本プランにおいても「方針Ⅱ 地域でふれあい、支え合い」として取組を推進していきます。 また、当事者の居場所としては、各区に地域活動支援センター等がありますので、お住まいの区の窓口でご相談いただければと思います。	D

(11) 自殺総合対策に関すること

No.	質問・意見の趣旨	件数	市の考え方	区分
66	年齢別の自殺者数を教えてほしい。また、自殺への対策はどのような方法があるか。	1	市内の自殺者数平成28(2016)年では168人で、内訳は40歳未満が56人、40歳から59歳が59人、60歳以上が53人となっています。平成21(2009)年の288人のピークと比べると減少しています。 川崎市は自殺対策の推進に関する条例が全国に先駆けて制定されており、条例に基づき様々な取組を行っております。一例として、自殺に対する知識の普及や理解を促進するためのセミナーの実施、多重債務を含む消費者生活相談、生活困窮者への支援、自殺未遂者及び家族への支援、遺族支援等を行っております。今年度は「川崎市自殺対策総合推進計画」を改定しており、来年度以降は、改定した計画に基づき取組を推進してまいります。	D

(12) 生活環境のバリアフリーに関すること

No.	質問・意見の趣旨	件数	市の考え方	区分
67	高齢者の健康・生きがい対策として、生活環境のバリアフリー化の推進は必要と考える。川崎駅から工場地帯を中心としたバス交通網を整備することから、地域住民の生活環境のバリアフリー化を再検討する必要があるのではないか。	1	本市においては、高齢者・障害者・妊婦等、全ての方が自立した生活を送るための環境整備を進めています。本計画でも、福祉のまちづくりの推進や、公共交通機関のバリアフリー化、道路のバリアフリー化、公共施設のバリアフリー化等を施策として掲げ、関係部署や民間企業等と協力して取組を推進していきます。今後も、ソフト・ハード両面にわたる社会のバリアフリー化を進めて、誰もが安心安全で生活しやすいまちづくりを目指していきます。	D

No.	質問・意見の趣旨	件数	市の考え方	区分
68	向ヶ丘遊園駅から多摩区役所までの点字ブロックはいつまでに作ってもらえるのか。	1	向ヶ丘遊園駅から多摩区役所までの経路につきましては、本市施工の登戸土地区画整理事業の推進により、都市計画道路の整備と併せ、本市バリアフリー基本構想に基づき、視覚障害者誘導用ブロックの敷設などのバリアフリー化を図ることとしております。 本事業は平成37（2025）年度末の完了を目指し、事業を進めておりますので、出来る限り早期に道路整備及びバリアフリー化が行われるよう、引続き、取組を推進してまいります。	D
69	中原区井田にある障害者向けの体育館までの送迎バスは出してもらえるのか。	1	中原区井田にある障害者向けの体育館については、市内の障害者団体が利用していて、各団体の車で来られる方が多い状況です。より利用しやすい施設とするための方策について、今後も引き続き検討してまいります。	D

（13）災害等の対策に関すること

No.	質問・意見の趣旨	件数	市の考え方	区分
70	二次避難所の場所や行き方を教えてほしい。	1	本市では、災害時にはまず小中学校等の避難所に避難していただき、二次避難所となる施設の安全確認や受け入れ体制の確保等、必要な調整を行った後に、受入可能な二次避難所を開設し移送することとしていることから、避難者の安全確保と併せ市民の混乱を招かないよう、平常時での公表を控えているところです。 なお、開設された二次避難所への移送に関しては、避難所にいる本市職員が開設法人と連携を取り、移送することとしております。	D
71	災害対策基本法の改正や「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」が制定されて「要配慮者」という言葉が使われている。「要援護者」ではなく、「要配慮者」という言葉を使うべきではないか。	1	現在改正を進めております本市地域防災計画におきまして、新たに「災害時要配慮者」を位置付けるとともに、「災害時要援護者」を法律上の「避難行動要支援者」と同義として位置付け整理したところです。 これに伴い、本計画の「災害時要援護者」は、修正後の本市地域防災計画においては、「災害時要配慮者」に該当するため、64ページ、65ページ、192ページの「災害時要援護者」という用語については、「災害時要配慮者」に修正します。	A

No.	質問・意見の趣旨	件数	市の考え方	区分
72	精神障がい者にとって服薬は必要不可欠であるが、災害時に各自で備えることは限界もある。「向精神薬等について川崎薬剤師会等との協定を結んでいる」とのことなので、当事者やその家族が困らないような情報提供や周知を行ってほしい。	1	本市では、災害時に医薬品等を速やかに供給できるよう、川崎市薬剤師会及び市内に営業拠点を有する卸会社と災害時協定を締結しております。医薬品の供給状況を含む災害時の各種情報発信に当たっては、「川崎市地域防災計画」に基づき、避難所等での情報提供や、市ホームページをはじめとするインターネットの活用など、「施策14②情報支援」に記載のとおり、市民の身近にある様々な手段を用いることを想定しておりますが、必要な情報を迅速かつ適切に市民に周知できるよう、引き続き会議、訓練等を通じて具体的な検証を進め、より実効的な体制を整備してまいります。 また、災害時には医療資源が限られる中、医薬品等を無駄なく正確に供給する必要がありますので、過去の災害での教訓も踏まえ、広報紙「備える。かわさき」等により、避難時には日頃の服用履歴等が分かる「お薬手帳」を携帯していただくなど、平時から基礎的な防災知識・対策の周知・啓発を引き続き進めてまいります。	B

(14) 障害福祉計画に関すること

No.	質問・意見の趣旨	件数	市の考え方	区分
73	障害福祉計画の国からの数値目標を教えてください。	1	計画第4部が「障害福祉計画・障害児福祉計画」となっており、国からの数値目標も記載していますので、ご参照ください。	D

(15) 計画の策定・実施に関すること

No.	質問・意見の趣旨	件数	市の考え方	区分
74	「ノーマライゼーション」の言葉の意味がわからない。 (同趣旨他2件)	3	「ノーマライゼーション」とは、諸説ありますが、ヨーロッパのデンマークで施設に隔離されている子どもたちを地域に帰す運動から始まったもので、障害のある方たちが他の人と同じ生活を地域社会でともにおくことであり、障害のある人の人権、価値、尊厳は他の人と同じであり、平等に生活できる社会こそ、ノーマルな社会であるという考え方です。本市では平成9（1997）年にかわさきノーマライゼーションプランを策定し、その後もこの名称を使用しております。御意見を踏まえまして、ノーマライゼーションの用語の説明を、目次に記載します。	A
75	ノーマライゼーションプランにおいても、「地域のことは地域で解決する」という地域包括ケアシステムの構築に向けて取り組んでほしい。	1	本計画については、「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン」を上位概念として、障害のある方が住み慣れた地域で安心して暮らし続けていけることを目指して策定しておりますので、今後も推進ビジョンの理念を踏まえた取組を進めてまいります。	B

No.	質問・意見の趣旨	件数	市の考え方	区分
76	第4次かわさきノーマライゼーションプラン改定版（案）に対する意見について市障害者施策審議会で討議した後、結果を公表してほしい。	1	パブリックコメント及び区民説明会でいただいたご意見については、川崎市障害者施策審議会に報告し、市ホームページや各区役所等で結果を公表します。	E
77	障害児者本人、親の高齢化に伴う分析、計画が見えない。	1	障害者ご本人やご家族の方の高齢化については、団体ヒアリングをはじめ、様々な場でご意見をいただいております。障害のある方を取り巻く大きな背景の一つとして認識しています。 本計画においても、グループホームの基盤整備や短期入所の増床など障害のある方の地域生活を支える施策を展開していくとともに、特別養護老人ホームにおける高齢障害者の受入体制の整備を推進するなど、高齢者施策と連携して取り組んでいくこととしています。	D
78	川崎市独自の施策やサービスは何か。	1	本市においては、各区保健福祉センターや障害者相談支援センターなどの身近な地域の一次的な相談窓口では対応が困難な事例等については、二次的相談を担う専門機関として、障害者更生相談所や精神保健福祉センター、地域リハビリテーションセンターを設置し、専門的相談や評価・判定を行う体制をとっており、総合的な視点から支援を必要とする人への地域生活支援を最適化する「地域リハビリテーション」の枠組みの構築を目指しています。	D
79	予算、人手ともに足りないと思うが、計画を進めて実行していただきたい。共生社会といいつつも、支える側も期限があれば協力できることも、終わりが見えない支え合いは近くにいればいるほど負担となる。家族も介護者が若いうちは「なんとかなる」と思えるが、年齢を重ね、病気をしでかさないことを体験すると福祉の充実を願わざるを得ない。	1	ご家族や介護者の方の高齢化や負担軽減に対する支援の重要性については、認識をしています。本市においても、相談支援体制の構築やサービスの基盤整備をはじめ、障害のある方とご家族、介護者の生活を支える施策に取り組んでまいります。	E
80	基本理念として「『障害がある人もない人も、お互いを尊重しながらともに支え合う、自立と共生の地域社会の実現』を目指します」と記述されており、障害のある人にとって「自立」が目指す目標と読める。精神障害者の「自立」とは、具体的にどのような状況・状態なのか、より具体的な目標を記述してほしい。 その上で、精神障害者が「支え合い」の結果として「自立」したケースが、現状でどの位あり、今後、「自立率」をどの位とするのか、具体的な数値目標を設定できないか。	1	一人ひとりが主体的に自らの人生を選択し、自己実現に向かうことを支援することを「自立支援」と呼んでいますが、ここでいう「自立」とは、一人で生きていけるようになるという意味ではなく、様々な人との関わりの中で主体性をもって生きていけるようにすることであり、自分がしたいこと、できることで、たとえ支援を受けながらも社会に貢献していくという意味を含めており、基本理念でも同じ意味として使用しています。 このような状態を意味するため、具体的な数値目標の設定については十分な検討が必要ですが、事例を積み上げることで、障害のある方が自立できる社会をめざしていきます。	D
81	第4次かわさきノーマライゼーションプラン改定版においても、「PDCAサイクル」の概念を思考してはどうか。	1	本計画の第5部において、計画の策定及び推進について記載しており、その中で「PDCAサイクル」による事業の点検を行っていくこととしています。	B
82	現状を把握するにあたって調査やヒアリングの実施を関係者にしたことはいいことである。あらゆる弱い立場の人に立ち、不安を除き、生活、生きやすい社会づくりのために行政が最善の努力をすること。そのためには当事者要求を聞き取り、細やかな施策を具体化してほしい。	1	事業の計画・実施にあたっては、障害のある方当事者やご家族、支援者等の関係者からの意見を伺い、きめ細やかな対応を図ってまいりたいと考えています。	B

No.	質問・意見の趣旨	件数	市の考え方	区分
83	障害者施策を実行する上で個人情報の取り扱いが問題になると思うが、自治会等で施策に取り組む場合、情報がないと活動できないため、行政から情報提供を受けたい。	1	本市では、災害時に自力で避難することが困難な障害者など災害時要配慮者からの申し込みを受け、地域における共助により避難を支援する「災害時要援護者避難支援制度」があり、作成した登録者名簿を、川崎市個人情報保護条例に基づく適正な取扱いのもと、地域の支援組織に提供していきます。	D

(16) その他

No.	質問・意見の趣旨	件数	市の考え方	区分
84	障害者の増加の原因は何か。	1	身体障害の方については高齢化に伴い内部障害になられる方や脳の疾患によって麻痺が残る障害になる方が多く、身体障害者の3分の2が65歳以上であることなど、高齢化により増加していると考えられます。知的障害については主に軽度（B2）の方が増えておりますが、障害に対する理解が広まってきたことで手帳を取得される方が増えてきたと考えられます。精神障害の方に関しては、今までの医療的な支援だけでなく利用可能な福祉サービスが拡充されたことから、手帳を取得される方が増えてきたと考えられます。	D
85	65歳を迎える前の障害者に対して、介護保険優先ではあるものの、必要な障害福祉サービスが併用できる旨を、どの程度説明しているのか。「介護保険優先」とだけ説明され、視覚障害者が必要とするガイドヘルパー、重度身体障害者が必要とする重度訪問介護等が全く認められないという当事者及びケアマネジャーからの悲鳴を聞く。併用が可能なことを明記の上、各区役所窓口でも具体的な手続き方法も含め説明を必ずして下さるよう、周知徹底願います。 (同趣旨他1件)	2	介護保険に移行するにあたり、同じ内容のサービスである居宅介護や重度訪問介護等は移行いただけますが、介護保険にはない同行援護等については、原則的に引き続き利用できません。本内容については、区の職員に内部通知等を用いて周知しておりますが、漏れが生じませんように改めて周知いたします。	E
86	介護保険のデイサービス施設が視覚障害者へのサービスを安定的に提供できるよう支援策を講じてほしい。	1	本市では、「かわさきいきいき長寿プラン（川崎市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画）」に基づき、高齢者の方々が住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくり、介護が必要となっても「かわさき」で暮らし続けられる支え合いのまちづくりを基本目標に掲げ、介護サービス基盤の整備を推進しています。 介護保険のデイサービスについては、入浴、食事等のサービスや機能訓練などを行う施設で、要介護・要支援認定者等を利用対象としているところでございます。	D
87	当該プランの推進に係る予算はどのくらい見込んでいるのか。 (同趣旨他1件)	2	平成30年度予算では、障害福祉関連予算として約420億円を計上しています。	E
88	区民説明会の説明では、全てについて問題点、利点、課題等について具体的言及がない。	1	区民説明会では時間の制約もあり、概要版で説明させていただきましたが、本計画では、第3部において改定に向けた主な課題を整理し、その課題に基づいた方針、施策、重点的な取組を掲げているところです。また、各施策の冒頭において、各施策の現状、課題、今後の方向性を掲載しています。	E
89	障害者の社会参加を促進するため市政だより録音版の作成を市内の視覚障害者団体に委託するなどしてほしい。	1	「市政だより・録音版」の制作業務については、地方自治法施行令及び川崎市契約規則に基づき、業者委託有資格業者名簿の中から業者を選定し、指名競争入札により契約しています。 この業務を競争の方法によらず、川崎市内の視覚障害者福祉関係団体に委託することについては、当該団体が地方自治法施行令に定める「障害者支援施設等」に該当する場合には、随意契約の対象となるものと考えています。	D

No.	質問・意見の趣旨	件数	市の考え方	区分
90	県立川崎図書館が移転するため、南部に住んでいる障害者は行きにくくなる。南部に分館をつくるなど、対策をお願いしたい。	1	県立川崎図書館については、県有施設であるため、そのあり方については、県全体の施設として県が主体的に判断していくものと考えています。 県立図書館で所蔵している図書資料については、市立図書館で借り受け、提供することが可能となっております。今後も、県立図書館と市立図書館の相互連携により、利用者の利便性の確保に努めていきます。	E
91	外国人市民に対するノーマライゼーションをどのように考えているのか。	1	「ノーマライゼーションプラン」は障害者の計画のため、障害のある方を中心とした内容となっておりますが、本市においては、「多文化共生社会推進指針」を定め、国籍や民族・文化の違いを豊かさとして生かし、すべての人が互いに認めあい、人権が尊重され、自立した市民として共に暮らししていくことができる多文化共生社会の実現を目指しています。	E
92	貧困から犯罪に手を染めてしまったケースは、更生に時間と労力がかかるが、社会責任として、十分な指導者と相談できる体制を準備し、自立、自己肯定感を持てるまで長期みまもりできるようにするべき。	1	再犯防止推進法に基づく国における検討も進められており、本市においても、横浜保護観察所や川崎市保護司会協議会等との連携を図りながら、地域における社会生活への移行、自立促進を図るための取組を推進してまいります。	E
93	運動器具を公園など身近なところに設置して、誰もが気軽に使えるようにしてほしい。	1	健康遊具の設置につきましては、公園は地域の皆様の憩いと安らぎの場であるとともに、健康増進に寄与することも役割の一つと考えており、平成28(2016)年度末において77公園で229基の健康遊具を設置しているところです。公園は、幼児から高齢者まで幅広い年齢層の方々に御利用いただいていることから、今後におきましても、利用される方々の多様なニーズの把握に努めるとともに、地域の方々の御意見を伺いながら、公園の再整備や遊具更新の時期を捉え、設置を進めていく予定です。	E
94	軽症のうちに診てもらった方がお金も苦痛も少なく済むのだから、診察に出向かない原因を調べ、分析してはどうか。また、医療相談は症状を伝えるのが難しいので、総合的に診察してくれることはできないか。	1	地域の医療機関は、市民の様々な医療ニーズに応じて、市民に密着した初期医療から生命の危機に陥った患者の救命治療まで、役割を分担していますので、患者は、重症度や緊急性に合った医療機関を受診することが大切です。 本市においては、日常の健康管理や体調の変化などを気軽に相談でき、必要なときに専門医、専門医療機関を紹介してもらうことのできる身近な「かかりつけ医」を持つことについて、市民に向けた普及啓発に取り組んでおります。	E

第4次かわさきノーマライゼーションプラン改定版に係る施策の所管部署一覧(平成30年度4月1日現在)

方針Ⅰ 育ち、学び、働き、暮らす

施策体系	施策課題	事業名	掲載ページ	事業の主な所管部署	電話番号	
					外線	内線
(1)相談支援体制の充実と地域リハビリテーションの枠組みの構築	①相談支援体制	総合的な相談窓口機能の充実	P76	健康福祉局 地域包括ケア推進室〔専門支援〕	200-3899	32903
		相談支援事業の充実	P76	健康福祉局 障害計画課	200-2663	33601
		複合的な課題を抱える世帯への取組の推進	P76	健康福祉局 地域包括ケア推進室〔専門支援〕	200-3899	32903
	②専門的な相談支援体制	地域リハビリテーションの展開	P77	健康福祉局 障害計画課	200-2663	33601
		地域リハビリテーションセンターの整備	P80	健康福祉局 障害計画課	200-2663	33601
		(仮称)総合リハビリテーションセンターの整備	P80	健康福祉局 障害計画課	200-2663	33601
		発達相談支援センターの充実	P82	健康福祉局 障害計画課	200-2663	33601
		発達障害への専門的支援	P83	健康福祉局 障害計画課	200-2663	33601
		高次脳機能障害への専門的支援	P85	健康福祉局 精神保健課	200-2430	33901
		ひきこもり支援体制の充実	P87	健康福祉局 精神保健課	200-2430	33901
		難病患者への支援	P87	健康福祉局 地域包括ケア推進室〔専門支援〕	200-3899	32903
	③地域自立支援協議会	地域自立支援協議会の充実	P88	健康福祉局 地域包括ケア推進室〔専門支援〕	200-3899	32903

第4次かわさきノーマライゼーションプラン改定版に係る施策の所管部署一覧(平成30年度4月1日現在)

施策体系	施策課題	事業名	掲載ページ	事業の主な所管部署	電話番号	
					外線	内線
(2)子どもの育ちに寄り添う支援体制の充実	①相談支援体制	障害児支援ネットワークの連携強化	P92	健康福祉局 障害計画課	200-2663	33601
		総合的な相談窓口機能の充実(再掲)	P92	健康福祉局 地域包括ケア推進室〔専門支援〕	200-3899	32903
		地域療育センターの充実	P92	健康福祉局 障害計画課	200-2663	33601
		発達相談支援センターの充実(再掲)	P93	健康福祉局 障害計画課	200-2663	33601
		障害児相談支援事業の充実(相談支援の強化)	P93	健康福祉局 障害計画課	200-2663	33601
	②療育	乳幼児健康診査事業及び検査事業の充実	P94	こども未来局 こども保健福祉課	200-2658	43401
		障害の発見から療育支援までの連携促進	P94	健康福祉局 障害計画課	200-2663	33601
		質の高い療育の提供	P95	健康福祉局 障害計画課	200-2663	33601
	③地域生活・住まいの支援	障害児入所施設機能支援の提供	P96	健康福祉局 障害計画課	200-2663	33601
		短期入所による在宅支援	P96	健康福祉局 障害計画課	200-2663	33601
		ともに育つ場の整備(自主的地域活動の支援)	P97	こども未来局 企画課	200-2234	43104
		地域の子育てグループなどへの専門的支援	P97	こども未来局 こども保健福祉課	200-2658	43401

第4次かわさきノーマライゼーションプラン改定版に係る施策の所管部署一覧(平成30年度4月1日現在)

施策体系	施策課題	事業名	掲載ページ	事業の主な所管部署	電話番号	
					外線	内線
(2)子どもの育ちに寄り添う支援体制の充実	④教育環境・教育活動	就学相談の充実	P98	教育委員会事務局 特別支援教育センター	844-3740	-
		教育相談の充実	P98	教育委員会事務局 特別支援教育センター	844-3740	-
		教員の専門性の向上	P99	教育委員会事務局 特別支援教育センター	844-3740	-
		特別支援学級における指導の充実	P100	教育委員会事務局 指導課〔支援学校担当〕	200-0365	51408
		特別な教育的ニーズのある児童生徒への支援	P101	教育委員会事務局 指導課〔小中高等学校支援教育担当〕	200-0363	51407
		特別支援学校等の機能の充実	P102	教育委員会事務局 指導課〔支援学校担当〕	200-0365	51408
		特別支援学校高等部の充実	P103	教育委員会事務局 指導課〔支援学校担当〕	200-0365	51408
		高等学校での特別支援教育の充実	P104	教育委員会事務局 指導課〔小中高等学校支援教育担当〕	200-0363	51407
		障害者の生涯学習の場の充実	P104	教育委員会事務局 生涯学習推進課	200-3302	51501
		地域における社会生活技術の習得支援	P105	教育委員会事務局 生涯学習推進課	200-3302	51501
	⑤進路支援	職業教育・進路相談の充実	P106	教育委員会事務局 指導課〔支援学校担当〕	200-0365	51408
		大学等の教育環境の検討	P107	教育委員会事務局 指導課〔小中高等学校支援教育担当〕	200-0363	51407
	⑥家庭・保護者への支援	保育・療育の場の充実	P107	健康福祉局 障害計画課	200-2663	33601
		家族や保護者に対する支援	P108	健康福祉局 障害計画課	200-2663	33601
		地域における放課後や夏休み等の支援	P109	こども未来局 青少年支援室〔施設指導・調整〕	200-2670	43302
		障害のある中高生への放課後等の支援	P109	健康福祉局 障害計画課	200-2663	33601

第4次かわさきノーマライゼーションプラン改定版に係る施策の所管部署一覧(平成30年度4月1日現在)

施策体系	施策課題	事業名	掲載ページ	事業の主な所管部署	電話番号	
					外線	内線
(3)地域生活支援の充実	①生活支援サービス	居宅支援サービスの提供	P111	健康福祉局 障害計画課	200-2663	33601
		地域生活支援拠点機能の整備	P111	健康福祉局 障害計画課	200-2663	33601
		短期入所による在宅支援	P112	健康福祉局 障害計画課	200-2663	33601
	②日中通所サービス	介護・訓練等サービスの提供	P113	健康福祉局 障害計画課	200-2663	33601
		特別支援学校卒業後対策の推進	P114	健康福祉局 障害計画課	200-2663	33601
		地域活動支援センター(A型)	P114	健康福祉局 精神保健課	200-2430	33901
		地域活動支援センター(B・C・D型)	P115	健康福祉局 障害福祉課	200-2656	33801
		通所事業所での送迎や食事・入浴サービスの充実	P115	健康福祉局 障害計画課	200-2663	33601
		重度障害者への支援の充実	P115	健康福祉局 障害計画課	200-2663	33601
	③情報コミュニケーション支援	支援体制の強化	P116	健康福祉局 障害計画課	200-2663	33601
		コミュニケーション支援の充実	P116	健康福祉局 障害福祉課	200-2656	33801
	④移動及び外出の支援	移動手段の確保	P117	健康福祉局 障害福祉課	200-2656	33801
	⑤福祉用具等での支援	ウェルフェアイノベーションの推進	P117	経済労働局イノベーション推進室 〔ウェルフェアイノベーション〕	200-2339	28302
		かわさき基準(KIS)認証を中心とした新たな製品・サービスの活用	P118	経済労働局イノベーション推進室 〔ウェルフェアイノベーション〕	200-2339	28302
		福祉用具の提供	P118	健康福祉局 障害福祉課	200-2656	33801
	⑥地域移行支援・退院促進支援	精神障害者の退院促進	P119	健康福祉局 精神保健課	200-2430	33901
触法障害者への支援の推進		P121	健康福祉局 精神保健課	200-2430	33901	

第4次かわさきノーマライゼーションプラン改定版に係る施策の所管部署一覧(平成30年度4月1日現在)

施策体系	施策課題	事業名	掲載ページ	事業の主な所管部署	電話番号	
					外線	内線
(4)多様な住まいの支援	①グループホーム	グループホームの基盤整備	P123	健康福祉局 障害計画課	200-2663	33601
		グループホーム等における体験利用の提供	P123	健康福祉局 障害計画課	200-2663	33601
		グループホームのサービスの質の向上	P124	健康福祉局 障害計画課	200-2663	33601
	②入所施設	施設入所支援の提供	P124	健康福祉局 障害計画課	200-2663	33601
		入所施設における地域移行・地域支援機能の強化	P125	健康福祉局 障害計画課	200-2663	33601
		重度障害者への支援の充実(再掲)	P125	健康福祉局 障害計画課	200-2663	33601
	③高齢障害者対策	高齢障害者及び早期退行者等の住まいのあり方の検討	P126	健康福祉局 障害計画課	200-2663	33601
		特別養護老人ホームにおける高齢障害者の受入体制の整備	P126	健康福祉局 高齢者事業推進課	200-2647	32401
	④民間住宅での居住支援	民間住宅の入居相談の充実	P127	まちづくり局 住宅整備推進課〔居住・再生支援担当〕	200-0174	36502
	⑤公営住宅での支援	住みやすい住環境の整備	P128	まちづくり局 市営住宅建替推進課	200-3000	36701
	⑥居住環境の向上支援	住環境整備の専門相談	P129	健康福祉局 障害計画課	200-2663	33601
		住宅改造の充実	P129	健康福祉局 障害福祉課	200-2656	33801

第4次かわさきノーマライゼーションプラン改定版に係る施策の所管部署一覧(平成30年度4月1日現在)

施策体系	施策課題	事業名	掲載ページ	事業の主な所管部署	電話番号	
					外線	内線
(5)雇用・就労・経済的自立の促進	①就労意欲の喚起	就労体験・職場実習の実施	P133	健康福祉局 障害者雇用・就労推進課	200-2682	33701
		一般就労を見据えた働く場の提供	P134	健康福祉局 障害者雇用・就労推進課	200-2682	33701
	②就労支援	福祉施設から一般就労への移行推進	P135	健康福祉局 障害者雇用・就労推進課	200-2682	33701
		就労支援コーディネートとネットワークの連携強化	P135	健康福祉局 障害者雇用・就労推進課	200-2682	33701
		職場定着支援の実施	P136	健康福祉局 障害者雇用・就労推進課	200-2682	33701
	③雇用支援	障害者雇用に向けた普及啓発と採用意欲の喚起	P137	健康福祉局 障害者雇用・就労推進課	200-2682	33701
		企業に対する雇用支援の実施	P138	健康福祉局 障害者雇用・就労推進課	200-2682	33701
	④福祉的就労の支援	福祉的就労における工賃の向上	P139	健康福祉局 障害者雇用・就労推進課	200-2682	33701
	⑤経済的支援	障害年金の支給支援	P139	健康福祉局 保険年金課	200-2631	33401
		各種手当などによる経済支援	P140	健康福祉局 障害福祉課	200-2656	33801
		税金・公共料金等の減免や福祉サービス等の負担軽減の実施	P140	健康福祉局 障害計画課	200-2663	33601

第4次かわさきノーマライゼーションプラン改定版に係る施策の所管部署一覧(平成30年度4月1日現在)

施策体系	施策課題	事業名	掲載ページ	事業の主な所管部署	電話番号	
					外線	内線
(6)保健・医療との連携強化	①医療ケア体制の確立	病院と地域連携の仕組みづくり	P142	健康福祉局 地域包括ケア推進室〔専門支援〕	200-3899	32903
		川崎市在宅療養推進協議会の開催	P142	健康福祉局 地域包括ケア推進室〔専門支援〕	200-3899	32903
		在宅医療の啓発	P143	健康福祉局 地域包括ケア推進室〔専門支援〕	200-3899	32903
		精神科医療の充実	P143	健康福祉局 精神保健課	200-2430	33901
		訪問看護の提供	P144	健康福祉局 障害計画課	200-2663	33601
		生活介護における医療的ケアの提供	P144	健康福祉局 障害計画課	200-2663	33601
		医療機関における短期入所の提供	P144	健康福祉局 障害計画課	200-2663	33601
		医療型障害児入所施設・療養介護施設における介護・医療等の提供	P145	健康福祉局 障害計画課	200-2663	33601
		小児神経科・児童精神科等障害児医療の提供	P145	健康福祉局 障害計画課	200-2663	33601
	②医療的ケア児への支援	障害児通所支援等の充実	P146	健康福祉局 障害計画課	200-2663	33601
		関係機関の協議の場の設置	P146	健康福祉局 障害計画課	200-2663	33601
		訪問看護の提供(再掲)	P146	健康福祉局 障害計画課	200-2663	33601
		医療機関における短期入所の提供(再掲)	P146	健康福祉局 障害計画課	200-2663	33601
	③医療給付・助成	自立支援医療(育成医療・更生医療・精神通院)の実施	P147	健康福祉局 長寿・福祉医療課	200-2694	33403
		指定難病医療費助成の実施	P147	健康福祉局 長寿・福祉医療課	200-2694	33403
		重度障害者医療費助成の実施	P147	健康福祉局 長寿・福祉医療課	200-2694	33403

第4次かわさきノーマライゼーションプラン改定版に係る施策の所管部署一覧(平成30年度4月1日現在)

施策体系	施策課題	事業名	掲載ページ	事業の主な所管部署	電話番号	
					外線	内線
(6)保健・医療との連携強化	④疾病の予防対策、早期発見・早期療育	健康診査等の実施	P148	健康福祉局 健康増進課	200-2429	32701
		メンタルヘルス対策の充実	P148	健康福祉局 精神保健課	200-2430	33901
		障害児・者歯科診療の実施	P149	健康福祉局 障害福祉課	200-2656	33801
		乳幼児健康診査事業及び検査事業の充実(再掲)	P149	こども未来局 こども保健福祉課	200-2658	43401
		障害の発見から療育支援までの連携促進(再掲)	P149	健康福祉局 障害計画課	200-2663	33601
	⑤精神科救急医療体制	精神科救急医療体制の整備	P150	健康福祉局 精神保健課	200-2430	33901
	⑥医療人材の確保と育成	重症心身障害児・者等への医療ケア従事者の養成	P150	健康福祉局 障害計画課	200-2663	33601
	⑦リハビリテーションサービスの提供	地域リハビリテーションの展開(再掲)	P151	健康福祉局 障害計画課	200-2663	33601
		地域リハビリテーションセンターの整備(再掲)	P151	健康福祉局 障害計画課	200-2663	33601
		(仮称)総合リハビリテーションセンターの整備(再掲)	P151	健康福祉局 障害計画課	200-2663	33601

第4次かわさきノーマライゼーションプラン改定版に係る施策の所管部署一覧(平成30年度4月1日現在)

施策体系	施策課題	事業名	掲載ページ	事業の主な所管部署	電話番号	
					外線	内線
(7) サービス提供体制の充実	① 研修体制	障害者ケアマネジメントの充実	P153	健康福祉局 障害計画課	200-2663	33601
		障害者支援従事者の育成	P154	健康福祉局 障害計画課	200-2663	33601
		重症心身障害児・者等への医療ケア従事者の養成(再掲)	P154	健康福祉局 障害計画課	200-2663	33601
	② 福祉サービスに対する第三者の視点	福祉サービス第三者評価の推進	P155	健康福祉局 障害計画課	200-2663	33601
		苦情解決体制の充実	P155	健康福祉局 障害計画課	200-2663	33601
	③ 専門職の確保・育成	専門職の確保・育成	P156	健康福祉局 障害計画課	200-2663	33601
		情報提供、コミュニケーション支援者の養成	P156	健康福祉局 障害福祉課	200-2656	33801
	④ 当事者支援の推進	ピアサポートの充実	P157	健康福祉局 精神保健課	200-2430	33901
		当事者団体の活動支援	P157	健康福祉局 障害福祉課	200-2656	33801
		当事者による相談の提供	P158	健康福祉局 障害福祉課	200-2656	33801
		当事者団体の企画・運営による障害者社会参加推進センター事業の展開	P158	健康福祉局 障害福祉課	200-2656	33801

第4次かわさきノーマライゼーションプラン改定版に係る施策の所管部署一覧(平成30年度4月1日現在)

方針Ⅱ 地域でふれあい、支え合い

施策体系	施策課題	事業名	掲載ページ	事業の主な所管部署	電話番号	
					外線	内線
(8) 権利を守る取組の推進	①障害を理由とする差別解消の推進	障害を理由とする差別解消の推進	P161	健康福祉局 障害計画課	200-2663	33601
	②障害者虐待防止に向けた取組の推進	虐待防止体制の充実	P162	健康福祉局 障害計画課	200-2663	33601
	③成年後見制度、日常生活自立支援の推進	成年後見制度の推進	P163	健康福祉局 障害計画課	200-2663	33601
		日常生活自立支援事業の実施	P163	健康福祉局 地域包括ケア推進室〔地域保健〕	200-2484	32901
	④苦情解決支援	苦情解決体制の充実(再掲)	P163	健康福祉局 障害計画課	200-2663	33601
	⑤消費者被害の防止	障害者の消費者トラブルの防止	P164	経済労働局 障害者行政センター	200-2261	54800
(9) 心のバリアフリー	①心のバリアフリーに向けた取組	心のバリアフリーの意識の普及啓発	P166	市民文化局 オリンピック・パラリンピック推進室	200-2347	27501
		障害者などが社会に混ざり合う取組の実践	P167	市民文化局 市民スポーツ室〔スポーツ事業推進〕	200-3544	27403
		障害者施設製品の品質向上と販路拡大	P167	健康福祉局 障害者雇用・就労推進課	200-2682	33701
		就労機会の開拓	P168	健康福祉局 障害者雇用・就労推進課	200-2682	33701
	②障害の理解促進と普及啓発	啓発・広報活動の実施	P169	健康福祉局 障害計画課	200-2663	33601
		精神障害への理解促進	P170	健康福祉局 精神保健課	200-2430	33901
		交流及び共同学習の推進	P170	教育委員会事務局 指導課〔支援学校担当〕	200-0365	51408
	③福祉教育	学校における福祉教育	P171	教育委員会事務局 カリキュラムセンター	844-3730	-
		福祉教育研修の実施	P171	教育委員会事務局 カリキュラムセンター	844-3730	-
		市立高校福祉科との連携の検討	P171	教育委員会事務局 指導課〔指導・調整〕	200-3067	50312

第4次かわさきノーマライゼーションプラン改定版に係る施策の所管部署一覧(平成30年度4月1日現在)

	④障害者体験企画の展開	障害者体験を通じた障害への理解促進	P172	市民文化局 市民スポーツ室〔スポーツ事業推進〕	200-3544	27403
--	-------------	-------------------	------	----------------------------	----------	-------

第4次かわさきノーマライゼーションプラン改定版に係る施策の所管部署一覧(平成30年度4月1日現在)

施策体系	施策課題	事業名	掲載ページ	事業の主な所管部署	電話番号	
					外線	内線
(10) 社会参加の促進	① 障害者スポーツ	スポーツ活動の推進	P174	市民文化局 市民スポーツ室〔スポーツ事業推進〕	200-3544	27403
		スポーツ施設の利用促進	P175	健康福祉局 障害計画課	200-2663	33601
		スポーツ指導者の養成	P175	市民文化局 市民スポーツ室〔スポーツ事業推進〕	200-3544	27403
	② 障害者の文化・芸術活動	文化芸術に取り組める環境の整備	P176	市民文化局 市民文化振興室〔文化創造推進〕	200-2279	27701
		障害者作品展の開催	P176	健康福祉局 障害福祉課	200-2656	33801
		身近な場での文化活動の推進	P177	健康福祉局 障害福祉課	200-2656	33801
(11) 多様な支え合いの構築	① 地域の多様な支え合いの構築	ボランティア活動やNPOによる地域支援の充実	P179	健康福祉局 地域包括ケア推進室〔地域福祉〕	200-2625	33201
		多様な団体等との交流による地域に根ざした活動の推進	P179	市民文化局 市民活動推進課	200-3716	26201
		障害者と地域をつなぐ取組の展開	P180	健康福祉局 障害計画課	200-2663	33601
	② 障害の自己理解とピアサポート	ピアサポートの充実(再掲)	P180	健康福祉局 精神保健課	200-2430	33901
		障害者団体等の育成と協力関係の構築	P180	健康福祉局 障害福祉課	200-2656	33801
(12) 自殺総合対策の推進	① 自殺総合対策の推進	自殺総合対策の推進	P183	健康福祉局 精神保健課	200-2430	33901

第4次かわさきノーマライゼーションプラン改定版に係る施策の所管部署一覧(平成30年度4月1日現在)

方針Ⅲ やさしいまちづくり

施策体系	施策課題	事業名	掲載ページ	事業の主な所管部署	電話番号	
					外線	内線
(13)生活環境のバリアフリー化の推進	①福祉のまちづくりの推進	福祉のまちづくりの推進	P186	まちづくり局 企画課	200-2705	35201
		まちづくりへの市民参画	P186	まちづくり局 企画課	200-2705	35201
	②公共交通機関のバリアフリー化	駅舎のエレベーター等の整備推進	P187	まちづくり局 交通政策室〔交通計画・小杉駅混雑対策〕	200-3546	35803
		ノンステップバス導入の促進	P187	まちづくり局 交通政策室〔地域交通対策〕	200-2762	35801
	③道路のバリアフリー化	歩行空間の改善	P188	建設緑政局 企画課	200-2756	39102
		歩道上放置物の改善	P188	建設緑政局 路政課	200-2808	38601
	④公共施設のバリアフリー化	公園のバリアフリー化	P188	建設緑政局 みどりの保全整備課	200-2389	40801
		休憩施設・公衆トイレの整備	P188	まちづくり局 企画課	200-2705	35201
	⑤まちの情報提供の充実	案内標示、掲示板の改善	P189	まちづくり局 企画課	200-2705	35201
		まちの整備状況等に関する情報提供	P189	まちづくり局 企画課	200-2705	35201
	⑥情報バリアフリーの推進	情報提供の充実	P190	総務企画局 シティプロモーション推進室広報担当	200-2286	23402
		公文書作成におけるカラーユニバーサルデザインへの取組	P190	総務企画局 行政情報課	200-2049	21701
		ウェブアクセシビリティの向上	P191	総務企画局 シティプロモーション推進室広報担当	200-2286	23402

第4次かわさきノーマライゼーションプラン改定版に係る施策の所管部署一覧(平成30年度4月1日現在)

施策体系	施策課題	事業名	掲載ページ	事業の主な所管部署	電話番号	
					外線	内線
(14) 災害・緊急時対策の強化	① 災害に備えた環境整備	避難所機能の強化	P192	総務企画局 危機管理室〔地域連携〕	200-3139	22509
		D P A T (災害派遣精神医療チーム)の整備	P193	健康福祉局 精神保健課	200-2430	33901
	② 情報支援	防災情報の提供	P194	総務企画局 危機管理室〔防災啓発〕	200-2478	22506
		災害時情報伝達手段の確保	P194	総務企画局 危機管理室〔災害システム〕	200-2856	22505
	③ 地域での見守り活動	災害時支援体制の構築	P195	健康福祉局 庶務課〔災害対策担当〕	200-0434	32151
		非常時における通報手段の確保	P196	健康福祉局 障害福祉課	200-2656	33801